

## 新型コロナウイルス感染症への措置対応（第10報）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、令和3年1月7日に1都3県を対象に発出された「緊急事態宣言」は、1月17日には11都府県に拡大され、この内10都府県については、2月7日期限の実施期間が3月7日まで延長されました。

このような状況を踏まえ、下記の措置対応を実施しますのでお知らせします。

なお、今後の状況変化によって適宜見直しを行ってまいります。引き続き、感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## フレッシュランド西多摩からのお知らせ

問合せ

TEL 042-570-2626

フレッシュランド西多摩では、緊急事態宣言の期間延長に伴い、下記のとおり浴場施設を臨時休館します。また、多目的施設（体育館）および集会施設「ふれあい館」については、営業時間の短縮期間を延長します。

## 【臨時休館】フレッシュランド西多摩「浴場施設」

期 間：2021年2月8日（月）から2月15日（月）まで

※ 2月16日（火）以降の営業については、後日改めてお知らせします。

## 【時短営業】フレッシュランド西多摩「多目的施設」「集会施設」

期 間：2021年2月8日（月）から3月7日（月）まで

## 営業時間等

施設名	営業時間	備 考
多目的施設(体育館)	9:00~17:00	夜間(18:00~22:00)の受付不可
集会施設「ふれあい館」	9:00~17:00	夜間(18:00~22:00)の受付不可

※ 営業時間の短縮に伴い、多目的施設、集会施設の夜間予約分として前納された使用料は、全額還付いたします。